

### 第3回横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会 議事録

【日時】 平成24年11月27日（火）10時00分～12時00分

【場所】 横浜市市民局区政支援部AB会議室

【参加者】 池田委員、井上委員、植松委員、中村委員、長谷川委員

#### 【議事内容】

##### 1 はじめに

※事務局より説明

##### 2 議題

###### (1) 会議の公開・非公開について

※事務局より、公開とする旨の説明

➤ (委員一同) 了解した

###### (2) 本日の進め方と資料について

※事務局より説明

###### (3) 評価報告書の講評について(資料1、2)

※事務局より説明

###### (評価項目・評価シート【1-1利用料金、共用時間】について)

➤ (事務局) 事務局案を説明。

➤ (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。

➤ (委員) 【資料1】、趣旨の2段落目のところで、指定管理者の導入前からの経緯が書かれているが、指定管理者制度導入に合わせて有料化になったことが触れられていない。そういった中で【資料2】で唐突に有料化について言及されているので、【資料1】で駐車場の有料化やその目的・経緯について触れるべきではないか。

➤ (事務局) 了解した。

➤ (委員) 交通政策という面、行政が持つ施設管理という面、来庁の交通手段という面、駐車場の活用という面とがあるが、色々な経緯があるため、それを記載したほうが良い。

➤ 結論：評価報告書記載用コメントは事務局案から修正なし。

(評価項目・評価シート【1-2 駐車場機器の設置、利用動線】について)

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 委員コメントに「2. 神奈川区は立体駐車場に車高制限があるため、地下駐車場に入り切れない車が公園周辺に停車していることがあり、通行の妨げとなっていることがあります。」とあるが、神奈川区の駐車場の問題(機械式駐車場による渋滞の発生)については、どこに記載すべきか。
- (事務局) 神奈川区の駐車場の問題については、指定管理というよりも、駐車場の仕様の問題である。
- (委員) 指定管理者制度導入の前からあった話なのか。それとも指定管理者制度が導入されて顕著になった話か。
- (事務局) 指定管理者制度導入の前からあった話である。
- (事務局) 今回はあくまで指定管理者に対する評価であり、この問題は、横浜市の駐車場の整備の在り方として、今後整理したい。
- (委員) 地下の駐車場では車高制限はないのか。
- (委員) 地下の駐車場にも車高制限はある。
- (委員) 神奈川区役所の駐車場の問題については、指定管理者に対する評価・意見ではないが、横浜市の駐車場に対する意見として、報告書のどこかに載せることはできないのか。
- (事務局) 意見として載せることを検討する。
- (委員) 指定管理者としての評価に対するコメントではないが、神奈川区の駐車場は問題が多い。
- 結論：評価報告書記載用コメントは事務局案から修正なし。

(評価項目・評価シート【1-3 維持管理・保守点検】について)

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 「機器管理の点では、計画時より効率化が図られている」とはどういうことか。
- (委員) 計画では週2回を予定していたが、実際には週1回となったため効率化が図られているという意味である。
- (委員) それを効率化と言えるのか。
- (委員) 費用削減努力を行ったという点で効率化と言える。
- (委員) 気になる点として、路面の隆起について、区民からの通報により気

付いているが、この点については、安全対策が不十分であるという問題なのか、日ごろの維持管理・監視が不十分であるという問題なのか、どちらなのか。私は後者であると考えている。維持管理・監視の仕方に問題があるとした記載したほうが分かりやすいのではないか。

- (事務局) 磯子区は必ず一人は管理者がいるため、普通は気づくものであると考える。
- (委員) ということは、維持管理が不十分であるということか。であれば、循環見回りを十分にやっていただきたい。
- (事務局) 1-5 の 3 段落目の記載を 1-3 に移動するのは如何か。
- (委員) 1-5 は除いてしまうのか。もう一度記載しないのか。
- (委員) 1-5 のみに記載する。
- (委員) 監視担当者が誰であるかは把握しているのか。
- (事務局) 把握している。
- (委員) 機器管理については、職務の分掌が完全に分かれているのか。
- (事務局) 機器管理の担当者が見回る場合もあり、誘導員が見回る場合もある。
- (委員) 担当業務が細分化されすぎていて、チェックできていないのではないか。
- (委員) 磯子ではどうなっていたのか。路面の状態を確認する人はいたのか。路面の状態を確認するという業務が明記されていたのか。巡回監視の内容を再確認する必要はあるのではないか。
- (事務局) 巡回監視業務の具体的な中身、取り決めはなかったように記憶している。
- (委員) 巡回監視について、具体的な項目を挙げたほうが良いのか。巡回の内容を再確認する必要はある。
- (委員) もう少しきつい言い方とすれば、「厳格に受け止める必要がある」という記載が良いのではないか。「転倒するほどの」という表現は良いのか。一般の人が理解できるように「転倒するなどの」が良いのではないか。
- (委員) 長すぎる記載は主語が分からなくなるため、書き方としては、「事実として、事故が起きた。事故が起きた原因としては、事前にチェックできていなかったためである。」ということが記載されていれば、よいのではないか。
- (委員) 念のため確認であるが、磯子では、路面が隆起して、どなたかが転んで、それについて区民から通報があったのか。それとも、ご本人が通報したことにより路面の隆起があることに気付いたのか。
- (事務局) 本人から通報により、路面の隆起があることに気付いたと聞いている。

- (委員) 路面の隆起の程度を示すのであれば、今の記載で問題ない。駐車場の専門家でない一般の市民から見てもわかるぐらいの路面の隆起がなぜ発見できなかったのか、ということが問題である。
- (委員) わかりやすいように順番を変えて、「区民からの通報があるまで、駐車場路面の煉瓦が盛り上がっていたことが見過ごされ、結果として歩行者の方が躓いて転倒する事例が発生した」と記載するのはどうか。
- (委員) そのように記載する。
- 結論：1-5 から駐車場路面の隆起に関する記載を 1-3 に移動する。上記の修正により、委員の評価も B から C に変更。

#### (評価項目・評価シート【1-4 整理員、誘導員等の配置】について)

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 「継続されたい」を「継続を望みます」に修正したほうがよい。
- 結論：一段落目の最後の「今後も継続されたい」を「継続を望みます」に修正。

#### (評価項目・評価シート【1-5 安全対策及び防犯対策】について)

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 委員からの車室の変更に関する質問事項への回答は。
- (事務局) 既存の車室をかなり変更すべきところもある。
- (委員) 実施されているところと、されていないところがあるということか。
- (事務局) 特にダブルラインについては、実施されているところと、されていないところがある。騒音、工期の問題から、市との協議の結果、実施していないところがある。
- (委員) 安全性の面からは対応すべきところはやっているという理解で良いか。
- (事務局) その通りである。
- (委員) 車室が狭いという意見もあるがどうなのか。法律に違反するほど狭いというものはないと言う理解で良いか。
- (事務局) その通りである。
- (委員) 現状 1-5 については、C 評価としているが、1-3 に移した文言を削除してしまうと、C 評価の意味が分からなくなってしまう。

- (委員) 磯子の事故が原因で 1-5 の評価が C ということであれば、1-3 と 1-5 の評価を入れ替える必要がある。
- 結論：評価報告書記載用コメントは事務局案から修正なし。1-3 の修正により、委員の評価も C から B に変更。

**(評価項目・評価シート【1－6 緊急時等の体制と対応】について)**

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 問題ない。
- 結論：評価報告書記載用コメントは事務局案から修正なし。

**(評価項目・評価シート【1－7 料金徴収及び減免処理】について)**

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 区によって減免の基準は異なるのか。実際はどうか。
- (事務局) 温度差があることは事実である。大筋は規則要綱で定めているが、その解釈が異なっているのではないか。例えば、ある事務局の会議を市の会議と見るのか、組織の会議と見るかで取り扱いが異なっている。
- (委員) 「適用基準が異なる」との記載では、バラバラの基準でやっていると見えてしまうため、「運用の基準が異なる」と記載したほうが良いのではないか。
- (委員) 遠まわしに言うと、「適用基準の運用の判断が異なる」などの記載になる。
- (委員) 「問題がないか懸念される」との記載では、指定管理者はどうしているかわからない。区によって、減免の運用の判断が異なる事実はあるとしても、指定管理者には判断できない事項ではないか。
- (委員) これについては、統一的な運用の指針を作ったとしても、変わらないのではないか。
- (委員) 取り扱いが異なれば、不公平ではないかという声に加えて、指定管理者にとっては、収益として計上できるものが、市の運用の判断でできていないのであれば不利益な状況となるため、我々としては、公平な評価をする必要がある。
- (委員) 正しく運用していただくことが、指定管理者の利益につながるのではないか。

- (委員) 区の業務を円滑に運用するために、委員の方に便宜を図るということは現実的であってもおかしくないが、それを書き出すとやりがなくなってしまう。
- (委員) 「減免の適用基準の公平な運用」と記載するのはどうか。
- (委員) 記載が長すぎるのではないか。
- (委員) 各委員のコメントの要点を入れていくとどうしてもこれくらいのボリュームとなってしまふ。削除が必要な個所があれば、おっしゃっていただきたい。
- (委員) 「駐車場の責によらない」から、それ以降全部削除してしまふのはどうか。
- (委員) 省略してしまうと逆にわかりにくくなってしまふため、こちらの記載は削除しないこととする。
- 結論：二段落目の「利用者の8割程度が減免となっていますが、区によって減免の適用基準が異なっているなどの問題がないか懸念されます。」を削除。及び三段落目に「減免の適用基準の公平な運用」を追加。

**(評価項目・評価シート【1－8利用者とのトラブル対策】について)**

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 二段落目の中盤の「こうした」から以降が長いので、「今回の事故対応は迅速かつ適切に行われていたけれども、今後の再発防止策の徹底が必要」と記載することが望ましい。また、「機械的トラブル」と記載されているが、今回は機械トラブルではなく、人為的な入力トラブルではないか。
- 結論：二段落目の最後の文章を「今回の事後対応は迅速かつ適切に行われましたが、今後の再発防止策の徹底が必要です。」に修正。

**(評価項目・評価シート【1－9利用者サービスの向上・利用促進策】について)**

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 二段落目の最後の「控えているとのことですが」を「控えています」としたらどうか。
- (委員) 「協議のうえ、積極的な広報活動は控えています」という記載でいいのではないのか。細かいところまで記載する必要はない。また、二段落目の「公共用財産を活用した民間事業者による運営という指定管理者制度の特性

を踏まえ」の記載は必要か。どういう意味なのか。

- (委員)「公用財産を活用している特性」という意味ではないか。「指定管理者制度の特性」ではないのではないか。
- (委員)「広報活動を控えている」という点については、「公用財産の使用規制もしくは用途規制という特性」と記載したらどうか。
- (委員)そのような記載では、一般の人にはどういう意味かわからないのではないか。
- (委員)とはいえ、理由は必要ではないか。「公用財産の広告規制」としたらどうか。
- (委員)そのような規制は存在するのか。
- (事務局)明確に法律上ダメだと記載されているものではない。
- (委員)これは単なる自主規制で、行政上の規制はないのではないか。
- (委員)「民間の知恵やノウハウが活用しやすい」のと、「広報」はどのような関係があるのか。
- (委員)広報にも色々なやり方・アイデアがあるため、民間の知恵を生かしやすい。そのような意味である。
- 結論：二段落目の「公共用財産を活用した民間事業者による運営という指定管理者制度の特性を踏まえ、行政側との協議の上、機関紙や庁舎敷地外での広報活動は控えているとのことですが」を「行政側と協議の上、積極的な広報活動は控えています」に修正。

#### (評価項目・評価シート【1-10研修】について)

- (事務局)事務局案を説明。
- (委員長)いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員)問題ない。
- 結論：評価報告書記載用コメントは事務局案から修正なし。

#### (評価項目・評価シート【1-11個人情報管理】について)

- (事務局)事務局案を説明。
- (委員長)いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員)「今後も、適切な管理を継続してください」を削除したほうがよい。
- 結論：「今後も、適切な管理を継続してください」を削除する。

#### (評価項目・評価シート【2-1最低保証額・分配額】について)

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 「当初の収入見込み額を下回る状況」というのはどういう単位で言っているのか。2カ年トータルでの話をしているのか。
- (事務局) Aブロック及びBブロック全体として見ている。
- (委員) そのことを明示した方が良い。
- (委員) 今はAブロックBブロックともに同じ指定管理者であるが、別の事業者となる可能性もあり、AブロックBブロックともに収支状況が異なることから、記載を分けることが望ましいのではないか。Aブロックについては2年連続で計画を大きく下回っており、Bブロックについては1年目は計画を下回ったが、2年目からは改善傾向に向かっていると言える。支出の面では同じであるが、収入のトレンドが異なるといえる。
- (委員) 「認知度向上などの利用促進による収入の増額」の記載は削除してしまうのか。
- (委員) AブロックBブロックともに認知度向上の利用促進による収入の増額はやっているのか。
- (事務局) 確かに計画値よりは減少しているが、Aブロック・Bブロックともに収入は伸びている。
- (委員) それは背景に認知度向上の利用促進があるのか。
- (事務局) その通りである。
- (委員) 報告書への記載の流れとしては、「収入実績については、Aブロックでは計画を下回っており、Bブロックでは、2年目以降計画を上回っている状況にある。2年間の推移をみると増加傾向にある」ことが言えるとした方がよい。
- (委員) 「経営の健全性」は「経営の効率化」とした方がよい。
- (委員) 最後の「ブロックのあり方を検討する余地がある」との記載は指定管理者へのコメントではないのではないか。
- (委員) 収入実績を述べている箇所については、事実を述べているだけであり、評価ではない。
- (委員) 「収入を上回っている点を評価できる」と記載したらどうか。
- (委員) それもあるが、何を我々は何をどう評価すべきか。
- (委員) 独立採算型の指定管理である点を重視すると、収支でどうなったかを評価する必要がある。Aブロックは、最低保証額を減額しており、独立採算型のビジネスとしては、あまり良くない評価と言える。一方Bブロックは市に対する分配額もあり、独立採算型のビジネスとしては、良い評価と言える。

- (委員) 指定管理者に対して稼げというものでもないため、どのような評価をするべきか重要なことであると言える。
- (委員) 2つのブロックを1つの会社で運営されているため、Aブロックの赤字をBブロックで補てんできている、ということを書くべきなのか。
- (委員) そのように書くべきか非常に悩ましいところである。ブロックのあり方については再検討する必要がある、再検討の選択肢としては、全体を1つのブロックとすることも考えられる。ただ、現状のAとBの分け方では問題がある。AとBが同じ指定管理者であるからこそ、Aブロックの赤字をBブロックで補てんできているのである。この評価委員会では指定管理者を評価するものであり、その評価は公平に行うべきである。
- (委員) 計画が甘かったということもあり、それを含めての評価を行うべきか。
- (委員) 横浜市としても初めての試みであり、指定管理者・横浜市双方に対し評価をすべきであると言える。
- 結論：
  - ・書き出しの部分を以下のように修正。  
「収入実績については、Aブロックでは当初収入見込額よりも下回り、Bブロックでは、1年目は下回るものの2年目は上回っており、両ブロックの2年間を通してみると、認知度向上などの利用促進による収入の増加傾向が見られます。」
  - ・支出削減については、Aブロック・Bブロック共に、機器調達の工夫等により効率化が図られていますので、指定管理者は収支計画を適切に執行していると評価できます。」
  - ・二段落目の「考えます」を「考えられます」に修正。
  - ・最後の文章を以下のように修正。  
「尚、次期の指定を見据えると、現状のままではAブロックのみでは事業採算性が無く、公募対象事業と成りえない可能性もあるため、市においては、収支改善状況の進展を踏まえ、ブロックのあり方を再検討する必要があると考えられます。」

(4) 評価報告書の総評について (資料1、3)

- (事務局) 事務局案を説明。
- (委員長) いまの事務局案に関する質問や意見をお願いしたい。
- (委員) 「一方で、安全対策の面において」の箇所については、先ほど修正した1-3 (修正前1-5) の記載を参考にすることが望ましい。

- (委員) 委員ごとに評価が異なるが、委員会としての評価は出さなくてもよいのか。
- (事務局) 中間評価であるため、委員の評価のみ記載する予定である。
- (委員) 最後の段落の「指定管理者制度は、」の箇所について、「制度として新しく」と記載されているが、もう制度としては新しいものではないのではないか。また、「参考にする事例もほとんどない」とされているが、実績も積みあがってきているのではないのか。
- (委員) 「参考にする事例もほとんどない」とは、駐車場の事例がないという意味ではないのか。
- (委員) 「横浜市における指定管理者制度」と「駐車場の有料化」についての話はここでまとめたほうが良いのか。
- (委員) 趣旨の箇所で記載しているため、ここでは記載しない。
- 結論：「一方で、安全対策の面において」の箇所については、講評 1-3（修正前 1-5）の記載を参考に修正する。また、「制度として新しく」の箇所については、削除する。

### 3 その他

#### (1) 評価作業のスケジュールについて

※事務局より説明

以上